

令和5年度

企業対象暴力に関するアンケート
調査結果の概要

北九州市 総務市民局 安全・安心推進課
(北九州市暴力追放推進会議)

目 次

はじめに	1
I 調査の概要	2
II 調査結果	
(1) 要求等の有無について	3
(2) 最近1年間における要求等の有無について	3
(3) 要求を行ってきた者について	3
(4) 要求等の内容について	3
(5) 要求等の際の具体的な脅しの内容について	3
(6) 要求等を受けた場所について	4
(7) 要求等への対処の変化について	4
(8) 要求等への措置結果について	4
(9) 要求等への対処方法について	4
(10) 要求等への対処後の相手方の行動について	4
(11) 要求等に応じた金額について	4
(12) 要求等に応じた理由について	4
(13) みかじめ料について	5
(14) 事業者の業種について	5
(15) 暴力団員の社会復帰対策について	6
(16) 元暴力団員の雇用について	6
(17) 元暴力団員の雇用の条件について	7
(18) 福岡県暴力団排除条例について	7
(19) 福岡県暴力団排除条例の内容について	8
(20) 北九州市暴力団排除条例について	8
(21) 北九州市暴力団排除条例の内容について	9
(22) 暴力団排除条項について	10
(23) 暴力団排除条項の活用について	10
(24) 暴力団排除条項を規定しない理由について	11
(25) 相談窓口について	11
(26) 企業のお立場から見た体感治安	12
(27) 企業のお立場から見た繁華街	12
(28) 自由意見	13
III 全体考察	14

はじめに

本アンケートは、北九州市内の500事業所を対象に、暴力団等の反社会的勢力による事業所に対する不当な要求、そうした要求に対する事業所の対応、事業所からの要望等を調査することにより、今後の「企業対象暴力」対策のあり方を検討する資料とすることを目的として、令和5年11～12月に実施し、その結果をとりまとめたものです。

ご多用中、調査に快くご協力いただきました各事業所の関係者の方々に厚くお礼申し上げます。

「暴力団等反社会的勢力」とは

このアンケートにおいて、「暴力団等反社会的勢力」とは下記に挙げるものを指します。

- 暴力団
 - ・その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うことを助長するおそれがある団体（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団）
- 暴力団員
 - ・暴力団の構成員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員）
- 暴力団準構成員
 - ・構成員ではないが、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者、又は暴力団に資金や武器を供給するなどして、その組織の維持、運営に協力し若しくは関与する者
- 暴力団関係企業・団体
 - ・暴力団員が役員となっている事業者
 - ・暴力団員の内妻等が代表取締役を務めているが、実質的には当該暴力団員がその運営を支配している事業者
 - ・暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - ・役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者などをいう。
- 総会屋等
 - ・総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者
- 社会運動等標ぼうゴロ
 - ・社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者
- 特殊知能暴力集団等
 - ・上記以外の暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人

要求等とは

暴力団等反社会的勢力から金品の不当要求、契約締結の強要等をいう。

I 調査の概要

1 調査の対象事業所

- (1) 調査対象 北九州市内の事業所500社
- (2) 回答数 133社(回答率26.6%)
- (3) 調査実施期間 令和5年11月15日~令和5年12月27日
- (4) 実施方法 調査票による郵送調査(回答は電子申請サービス)
- (5) 調査実施機関 北九州市 総務市民局 安全・安心推進課
(北九州市暴力追放推進会議事務局)

2 回答事業所の構成

(1) 業種

- ① 建設業 . . . 12社
- ② 製造業 . . . 18社
- ③ 電気・ガス・熱供給・水道業 . . . 2社
- ④ 運輸・通信業 . . . 12社
- ⑤ 卸売・小売業・飲食 . . . 16社
- ⑥ 金融・保険業 . . . 1社
- ⑦ 不動産業 . . . 0社
- ⑧ 遊戯業 . . . 0社
- ⑨ サービス業 . . . 36社
- ⑩ 廃棄物・解体・破碎業 . . . 2社
- ⑪ その他 . . . 0社
- ⑫ 無回答 . . . 34社

(2) 従業員数

- ① 50人未満 . . . 78社
- ② 50人以上~100人未満 . . . 18社
- ③ 100人以上~300人未満 . . . 14社
- ④ 300人以上~900人未満 . . . 5社
- ⑤ 900人以上~ . . . 8社
- ⑥ 無回答 . . . 10社

Ⅱ 調査結果

問1

【要求等の有無について】

貴社（所）はこれまでに暴力団等反社会的勢力から金品の不当要求、契約締結の強要等（以下「要求等」という）を受けたことがありますか。

		回答者数	ある	ない	無回答
全体		133	0	133	0
		100.0%	0.0%	100.0%	0.0%
業種別	建設業	12	0	12	0
	製造業	18	0	18	0
	電気・ガス・熱供給・水道業	2	0	2	0
	運輸・通信業	12	0	12	0
	卸売・小売業・飲食	16	0	16	0
	金融・保険業	1	0	1	0
	不動産業	0	0	0	0
	遊戯業	0	0	0	0
	サービス業	36	0	36	0
	廃棄物・解体・破碎業	2	0	2	0
	その他	0	0	0	0
	無回答	34	0	34	0

回答のあった事業所133社においては、要求等を受けた事業所はなかった。

問2 《この設問は、問1で「ある」を選んだ方のみ回答》

【最近1年間における要求等の有無について】

最近1年間に、暴力団等反社会的勢力からの要求等がありましたか。

該当なし。

問3 《この設問は、問1で「ある」を選んだ方のみ回答》

【要求を行ってきた者について（複数選択）】

これまでに、要求等を行ってきたのは誰ですか。

該当なし。

問4 《この設問は、問1で「ある」を選んだ方のみ回答》

【要求等の内容について（複数選択）】

これまでに受けた要求等の内容はどのようなものでしたか。

該当なし。

問5 《この設問は、問1で「ある」を選んだ方のみ回答》

【要求等の際の具体的な脅しの内容について（複数選択）】

これまでに受けた要求等の際に、拒否した場合にどのような危害が加えられると認識しましたか。

該当なし。

問6 《この設問は、問1で「ある」を選んだ方のみ回答》

【要求等を受けた場所について（複数選択）】

これまでに受けた要求等の場所について、どこで受けましたか。

該当なし。

問7 《この設問は、問1で「ある」を選んだ方のみ回答》

【要求等への対処の変化について】

県警察による本市に拠点を置く特定危険指定暴力団の最高幹部らの逮捕（平成26年9～）を受けて、これまでに受けた要求等に関する対処に変化はありますか。

該当なし。

問8 《この設問は、問1で「ある」を選んだ方のみ回答》

【要求等への措置結果について】

これまでに受けた要求等について、どのように対処しましたか。

該当なし。

問9 《この設問は、問8で「1 要求等には一切応じなかった」を選んだ方のみ回答》

【要求等への対処方法について（複数選択）】

どのような方法で、金品等の要求に応じなかったのですか。

該当なし。

問10 《この設問は、問8で「1 要求等には一切応じなかった」を選んだ方のみ回答》

【要求等への対処後の相手方の行動について】

不当要求等を拒否した時の相手方の行動はどのようなものでしたか。

該当なし。

問11 《この設問は、問8で「2 要求等の一部に応じた」、「3 要求等の全てに応じた」を選んだ方のみ回答》

【要求等に応じた金額について】

これまでに受けた要求等に応じた金額は、いくらでしたか。

該当なし。

問12 《この設問は、問8で「2 要求等の一部に応じた」、「3 要求等の全てに応じた」を選んだ方のみ回答》

【要求等に応じた理由について（複数選択）】

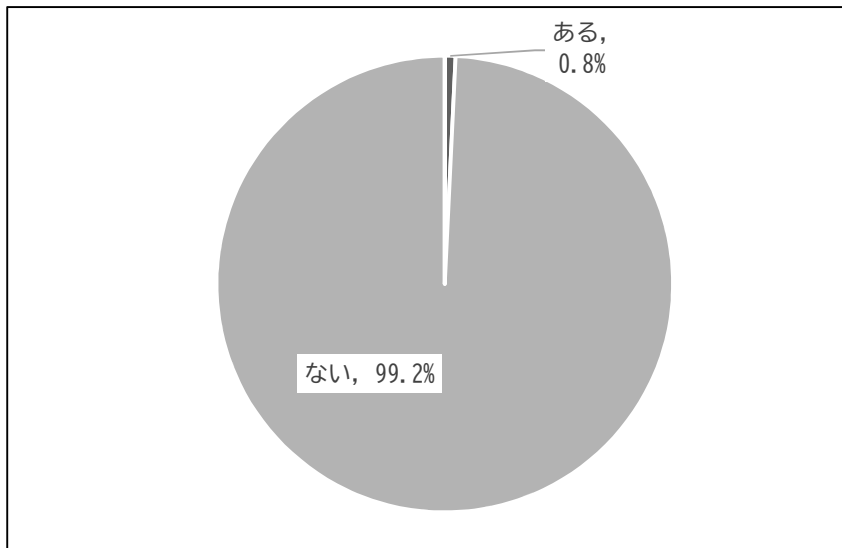
金品等の要求に応じることにした理由はなんですか。

該当なし。

問13

【みかじめ料について】

貴社（所）以外の事業所が暴力団等反社会的勢力に不当にお金を払っているという話を聞いたことがありますか。

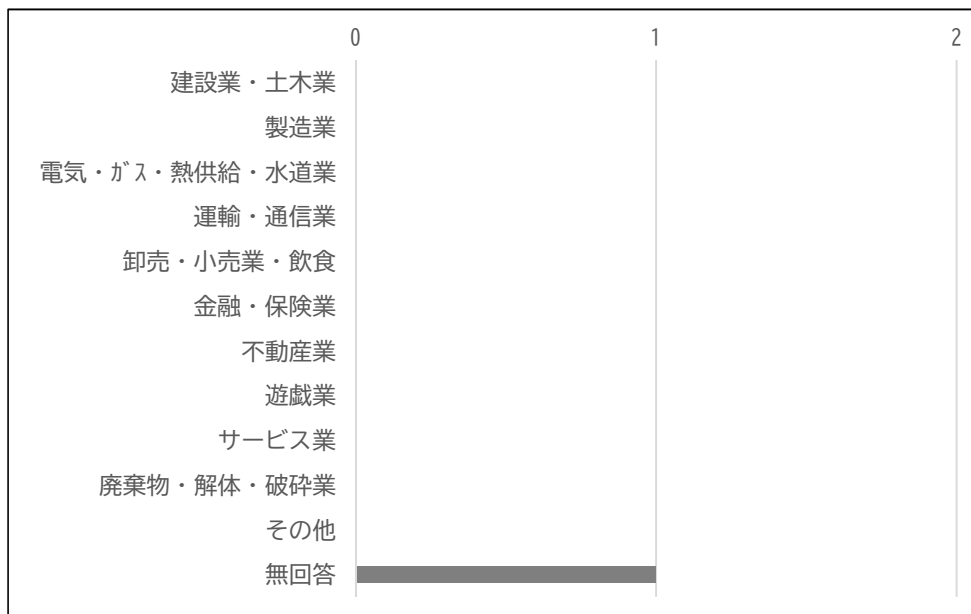


回答のあった事業所133社のうち、不当にお金を支払っているという話を聞いたことの有無について、「ある」は1社（0.8%）であった。

問14 《この設問は、問13で「ある」を選んだ方のみ回答》

【事業所の業種について（複数選択）】

暴力団等反社会的勢力に不当にお金を払っている事業所の業種が分かれば教えてください。

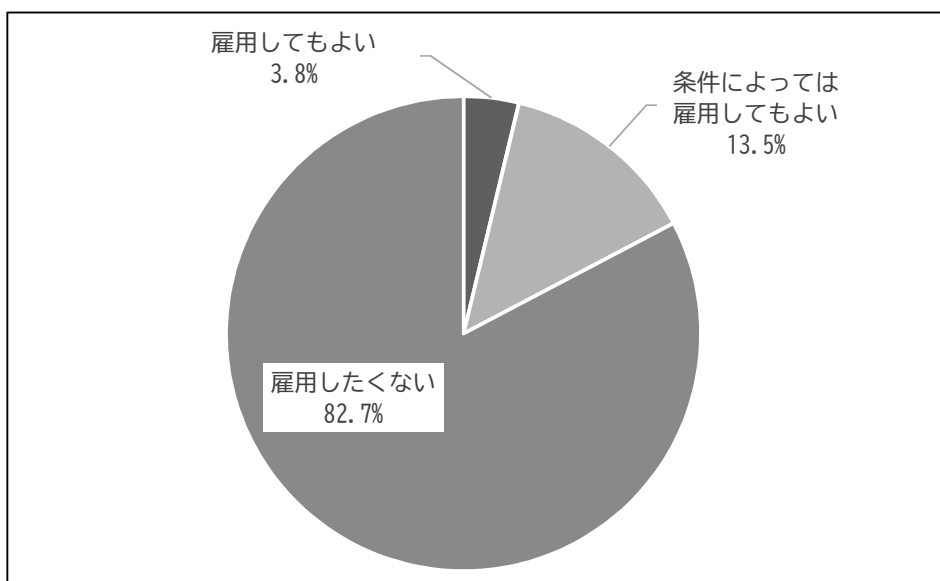


不当にお金を支払っているという話を聞いたことが「ある」事業所は1社であったが、業種については回答がなかった。

問15

【暴力団員の社会復帰対策について】

貴社（所）で元暴力団員を雇用してもよいと思いますか。

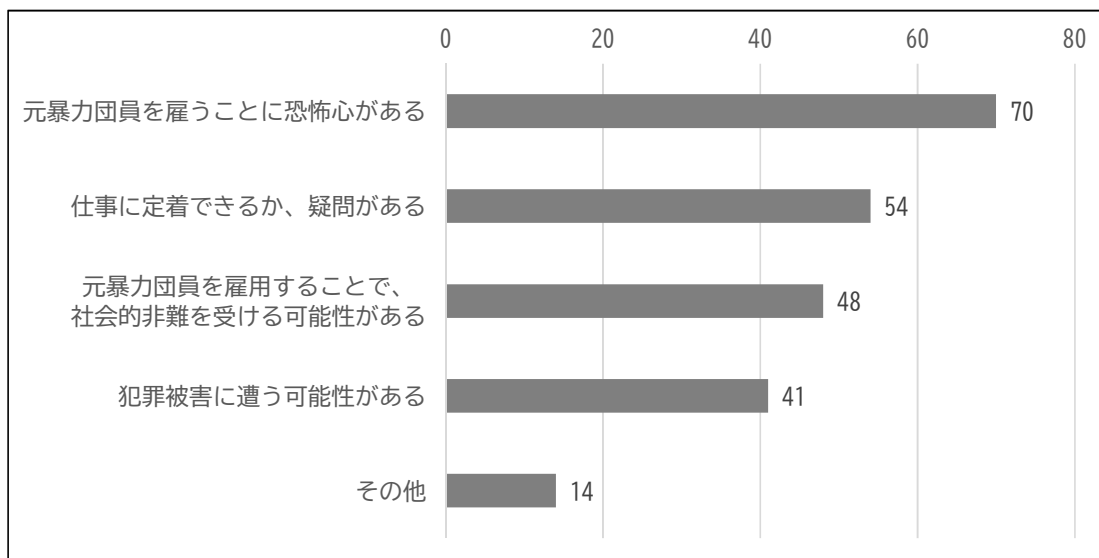


回答のあった事業所133社のうち、元暴力団員を雇用してもよいと思うかについて、「雇用してもよい」は5社（3.8%）、「条件によっては雇用してもよい」は18社（13.5%）、「雇用したくない」は110社（82.7%）であった。

問16 《この設問は、問15で「3 雇用したくない」を選んだ方のみ回答。》

【元暴力団員の雇用について（複数選択）】

元暴力団員を雇用したくない理由は何ですか。

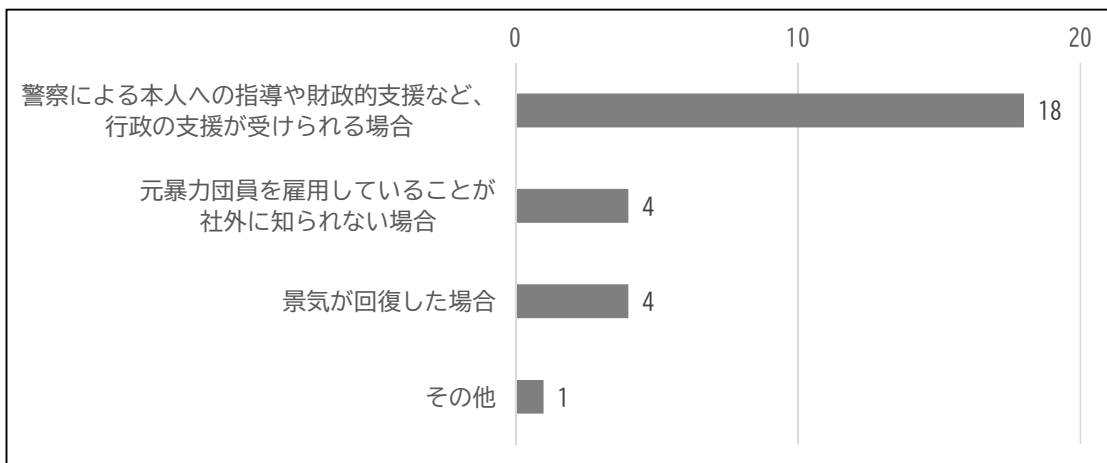


元暴力団員を雇用したくないと答えた事業所110社について、その理由をみると、「元暴力団員を雇うことに恐怖心がある」が70社（63.6%）で最も多く、「仕事に定着できるか、疑問がある」が54社（49.1%）、「元暴力団員を雇用することで、社会的非難を受ける可能性がある」が48社（43.6%）と続いている。

問17 《この設問は、問15で「3条件によっては雇用してもよい」を選んだ方のみ回答。》

【元暴力団員の雇用の条件について（複数選択）】

元暴力団員を雇用するためには、どのような条件が必要ですか。

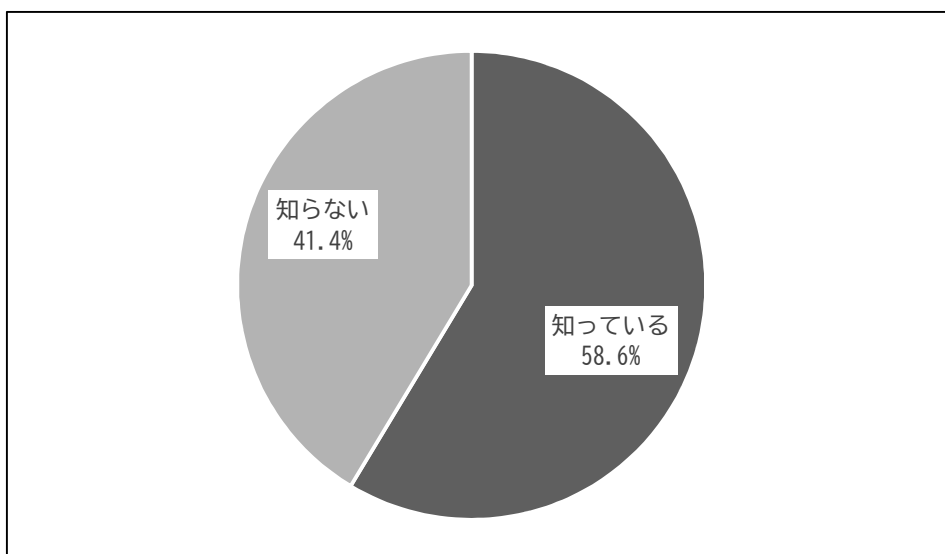


元暴力団員を条件によっては雇用してもよいと答えた事業所18社について、その条件をみると、全ての事業所が「警察による本人への指導や財政的支援など、行政の支援が受けられる場合」と回答しており、「元暴力団員を雇用していることが社外に知られない場合」、「景気が回復した場合」がそれぞれ4社（22.2%）と続いている。

問18

【福岡県暴力団排除条例について】

平成22年4月に施行（平成25年6月改正）された、事業所から暴力団への悪質な利益供与等に対し、全国初の罰則を定めた「福岡県暴力団排除条例」をご存知でしたか。

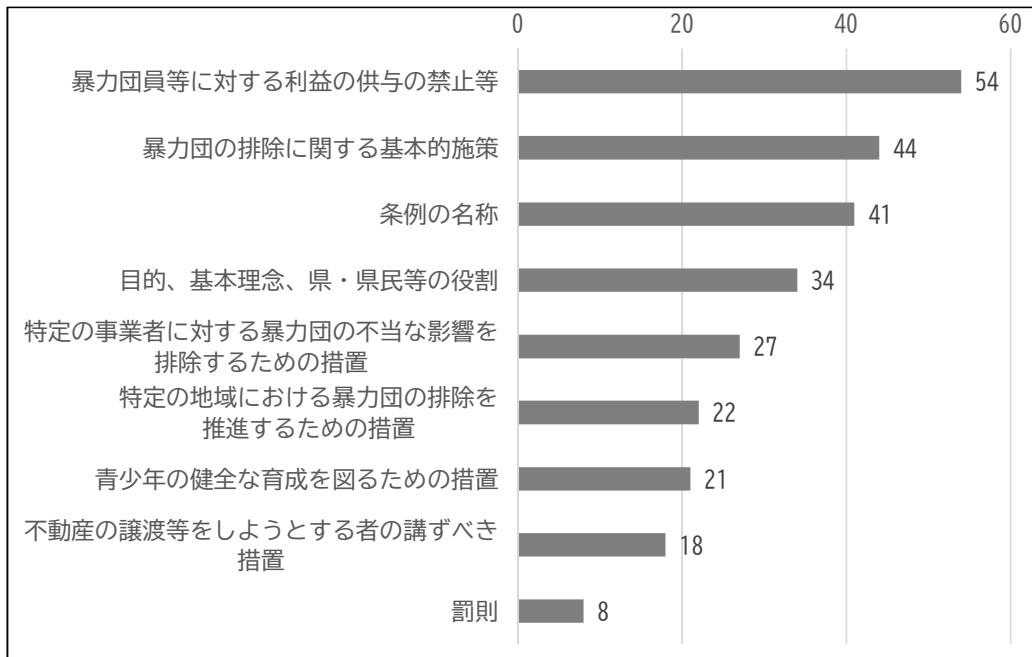


回答のあった事業所133社のうち、福岡県暴力団排除条例について、「知っている」は78社（58.6%）であった。

問19 《この設問は、問18で「1 知っている」を選んだ方のみ回答。》

【福岡県暴力団排除条例の内容について（複数選択）】

福岡県暴力団排除条例の内容について、どの程度ご存知ですか。

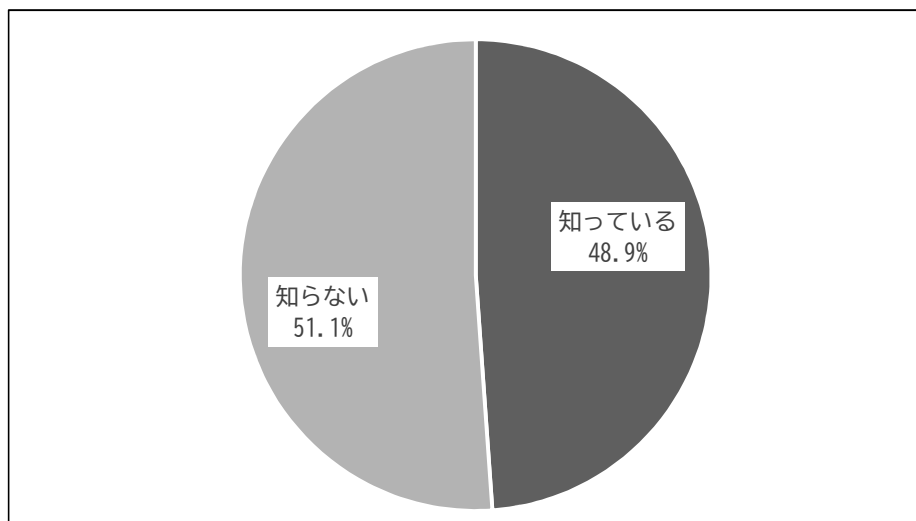


福岡県暴力団排除条例を知っていると答えた事業所78社について、その内容を見ると、「暴力団員等に対する利益の供与の禁止等」が54社（69.2%）と最も多く、「暴力団の排除に関する基本的施策」が44社（56.4%）、「条例の名称」が41社（52.6%）と続いている。

問20

【北九州市暴力団排除条例について】

平成22年7月に施行した、「北九州市暴力団排除条例」をご存知でしたか。

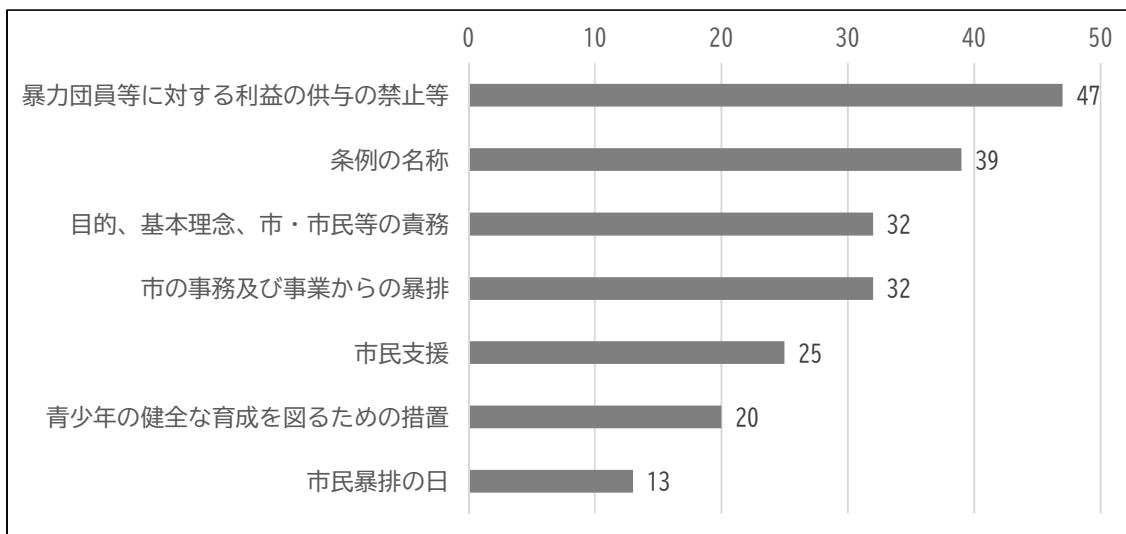


回答のあった事業所133社のうち、北九州市暴力団排除条例について、「知っている」は65社（48.9%）であった。

問21 《この設問は、問20で「1 知っている」を選んだ方のみ回答。》

【北九州市暴力団排除条例の内容について（複数選択）】

北九州市暴力団排除条例の内容について、どの程度ご存知ですか。

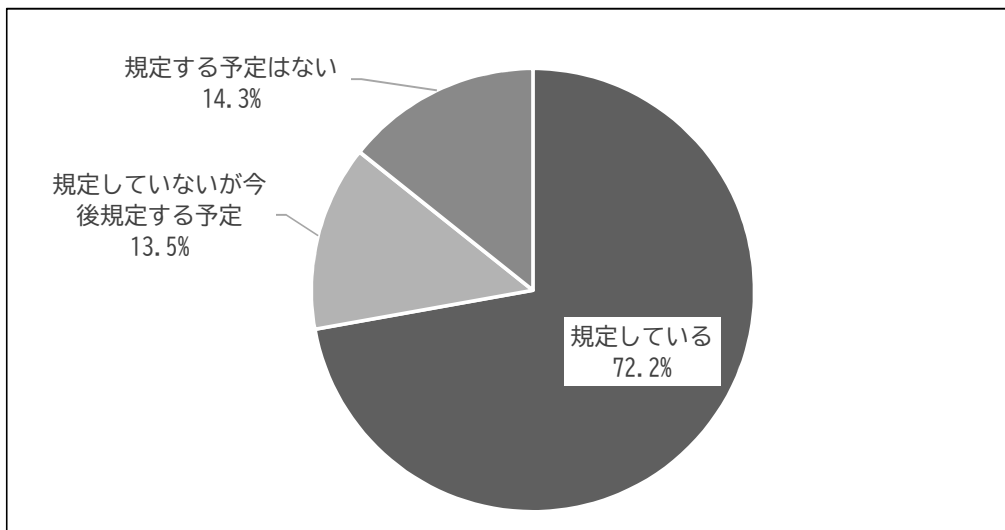


北九州市暴力団排除条例を知っていると答えた事業所65社について、その内容をみると、「暴力団員等に対する利益の供与の禁止等」が47社（72.3%）と最も多く、「条例の名称」が39社（60.0%）と続いている。

問22

【暴力団排除条項について】

取引相手との法律関係を規定する契約書、規約、取引約款等のなかに、暴力団排除条項を規定していますか。



		回答者数	規定済み	今後規定	予定なし
全体		133	96	18	19
		100.0%	72.2%	13.5%	14.3%
業種別	建設業	12	8	3	1
	製造業	18	13	4	1
	電気・ガス・熱供給・水道業	2	2	0	0
	運輸・通信業	12	10	0	2
	卸売・小売業・飲食	16	12	1	3
	金融・保険業	1	1	0	0
	不動産業	0	0	0	0
	遊戯業	0	0	0	0
	サービス業	37	31	4	2
	廃棄物・解体・破碎業	2	1	0	1
	その他	0	0	0	0
	無回答	33	18	6	9

回答のあった事業所133社のうち、暴力団排除条項について、「規定している」は96社（72.2%）、「規定していないが今後規定する予定」は18社（13.5%）であった。

問23 《この設問は、問22で「1 規定している」を選んだ方のみ回答》

【暴力団排除条項の活用について】

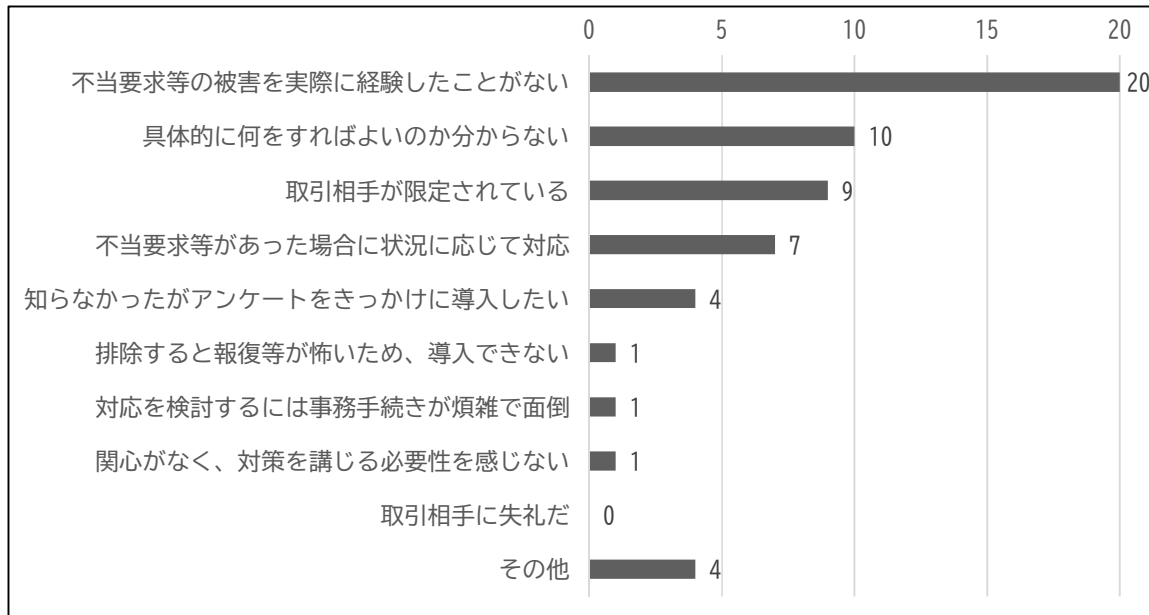
暴力団排除条項を活用して、契約等を解約（解除）したことがありますか。

暴力団排除条項を規定している全ての事業所（96社）が「該当する事例がないため活用したことがない」であった。

問24 《この設問は、問22で「2 規定していないが今後規定する予定」、「3 規定する予定はない」を選んだ方のみ回答》

【暴力団排除条項を規定しない理由について（複数選択）】

暴力団排除条項を契約書、規約、取引約款等のなかに規定しない理由がありますか。



暴力団排除条項を規定していないと答えた事業所37社について、その理由をみると、「不当要求等の被害を実際に経験したことがない」が20社（54.1%）と最も多く、「具体的に何をすればよいのか分からない」が10社（27.0%）、「取引相手が限定されている」が9社（24.3%）と続いている。

問25

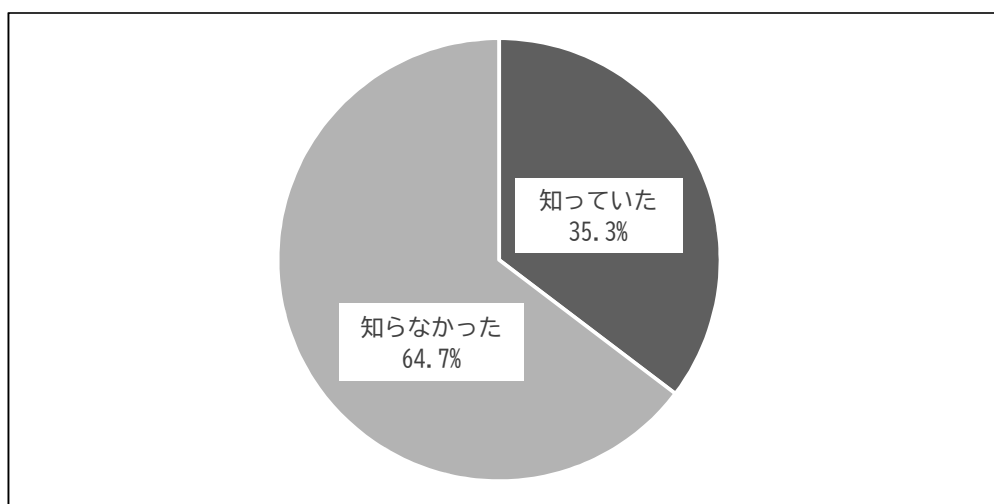
【相談窓口について】

不当要求等の被害を受けた場合や受ける恐れのある場合の相談窓口として、

○民事介入暴力相談 ☎093-582-2140・・・北九州市

○暴力追放ダイヤル ☎092-622-0704・・・福岡県警察

などがありますが、このような相談窓口（相談ダイヤル）をご存知でしたか。

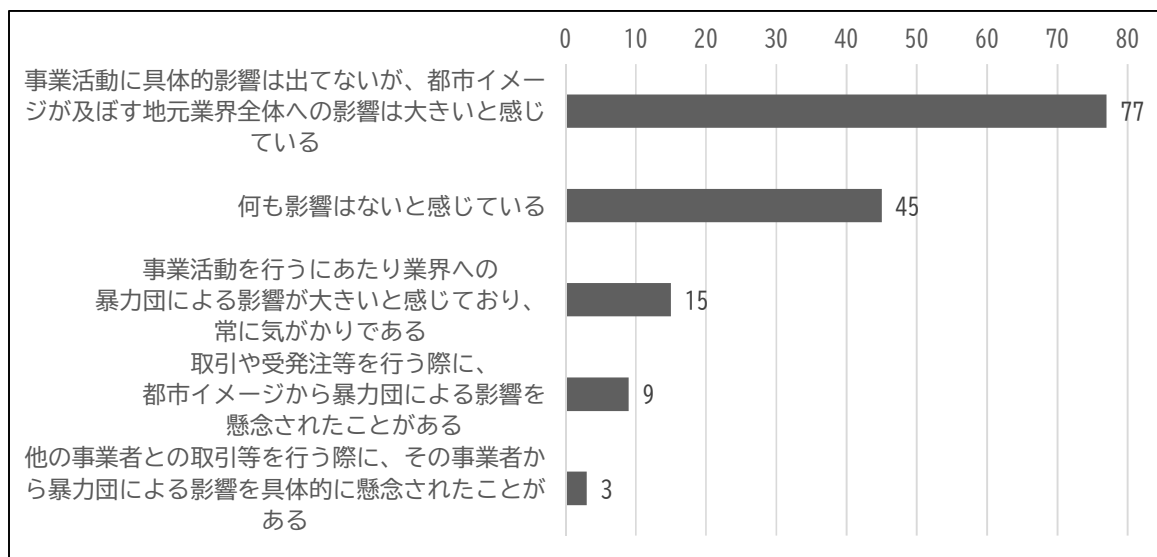


回答のあった事業所133社のうち、不当要求等に関する相談窓口について、「知っていた」は47社（35.3%）、「知らなかった」は86社（64.7%）であった。

問26

【企業のお立場から見た体感治安（複数選択）】

貴社（所）では「事業活動を行う上での暴力団による影響」や「暴力団情勢を踏まえた都市イメージ」についてどのようにお考えですか。

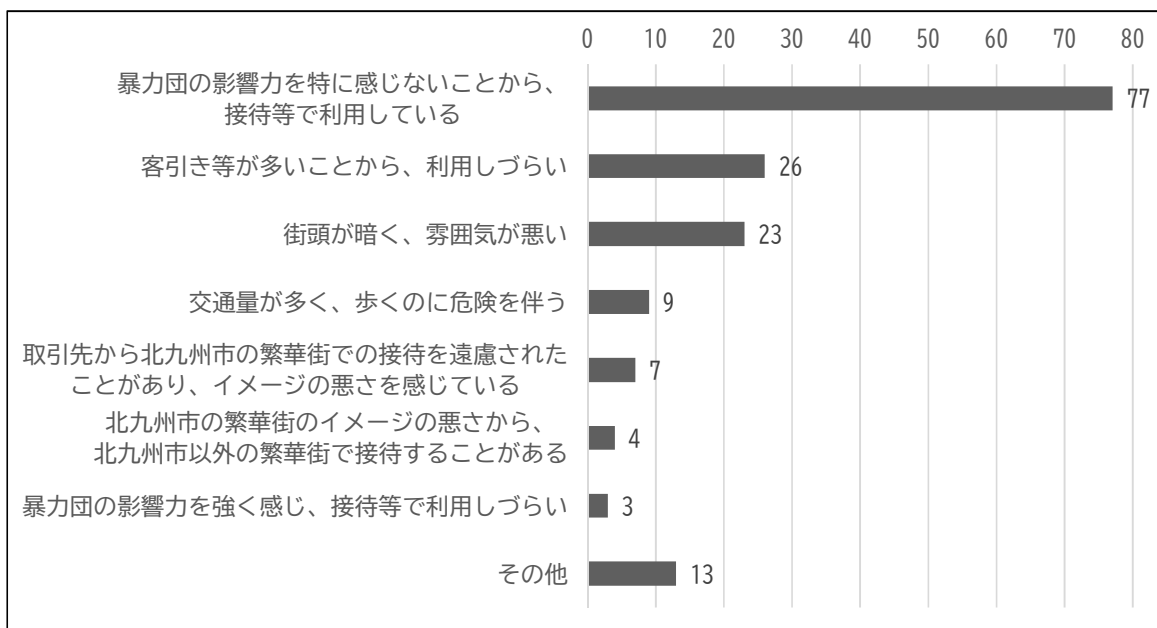


回答のあった事業所133社のうち、企業の立場から見た体感治安について「事業活動に具体的影響は出てないが、都市イメージが及ぼす地元業界全体への影響は大きいと感じている」が77社（57.9%）と最も多く、「何も影響はないと感じている」が45社（33.8%）「事業活動を行うにあたり業界への暴力団による影響が大きいと感じており、常に気がかりである」が15社（11.3%）と続いている。

問27

【企業のお立場から見た繁華街（複数選択）】

貴社（所）では、北九州市の繁華街（小倉地区・黒崎地区）について、どのようにお考えですか。



回答のあった事業所133社のうち、企業の立場から見た繁華街（小倉・黒崎）について「暴力団の影響力を特に感じないことから、接待等で利用している」が77社（57.9%）と最も多く、「客引き等が多いことから、利用しづらい」が26社（19.5%）、「街頭が暗く、雰囲気が悪い」が23社（17.3%）と続いている。

問 28

【自由意見】

貴社の事業活動を行う上で、暴力追放の分野で困っていること（例：不当要求対応要領等が徹底されていない、分からないなど）等、その他暴力団の根絶に向けたご意見、暴力追放推進施策に関するご意見がありましたら、自由にお書きください。

主なものは次のとおりです。

- 一般人には、見えないところでの暴力団の活動が常にあると感じる。市それから県警の方には、暴力団の取引締まりを更に強化して欲しいと思っています。
- 組事務所を無くしたことは、安心した街になったと思います。ただ、暴力団の方々がいなくなったかどうかまではよくわからないので、実感としては変化はないです。この先、拳銃や暴力団行為の噂等いざこざ事件がなければ、本当にいい街になったと言えらと思います。
- 小倉も黒崎も暴力団関係者の影響があると思っているのであまり行かない。
- 困っていることはありません。住みやすい街、そして自慢できる街にしたいですね。よろしくをお願いします。

Ⅲ 全体考察

北九州市は、北九州市暴力追放推進会議と一体となって、「暴力や犯罪のない明るく住みよい北九州市」を目指し、警察や関係機関と連携して、暴力追放啓発活動や暴力団等排除活動に取り組んでいる。

本市では、過去に暴力団の関与が疑われる市民や企業を標的とした事件が相次ぎ、市民生活や健全な社会経済活動に大きな影響を及ぼしていましたが、平成26年9月からの県警察による集中取締り、いわゆる頂上作戦が行われて以降、本市における暴力団対策は着実に前進している。

また、企業においては、コンプライアンスが重視され、暴力団等を利用したり、資金提供したりすることは社会的批判を受けることになり、事業活動が困難になるおそれもあるため、企業から暴力団等を排除する仕組みを構築することが求められている。

今回のアンケートは、暴力団等による企業に対する不当な要求、そうした要求に対する企業の対応、企業からの要望等を調査して、今後の暴力団排除の取組みや啓発活動に効果的に活用するために実施した。

(不当要求の実態)

- これまでに暴力団等反社会的勢力からの金品の要求、契約締結の強要等(以下「要求等」という)を受けた経験の有無については、「ない」が100%(前回97.6%)であった。

(暴力団員の社会復帰)

- 元暴力団員を雇用してもよいと思うかについては、「雇用してもよい」は3.8%(前回3.3%)、「条件によっては雇用してもよい」は13.5%(前回15.3%)、「雇用したくない」は82.7%(前回72.2%)であった。
- 「条件によっては雇用してもよい」と答えた事業者の条件は、「警察による本人への指導や財政的支援など、行政の支援が受けられる場合」が100%(前回90.6%)であり、「元暴力団員を雇用していることが社外に知られない場合」が22.2%(前回25.0%)、「景気が回復した場合」が22.2%(前回25.0%)であった。

(暴力団排除条例の認知度)

- 福岡県暴力団排除条例(平成22年4月施行)の認知度は、58.6%(前回54.5%)、北九州市暴力団排除条例(平成22年7月施行)の認知度は、48.9%(前回54.1%)であり、前年と大きな差はなかった。
- 福岡県暴力団排除条例の内容の認知度では、「暴力団員等に対する利益の供与の禁止等」が69.2%(前回86.8%)と最も高く、続いて「暴力団の排除に関する基本的施策」56.4%(前回62.3%)であった。北九州市暴力団排除条例では、「暴力団員等に対する利益の供与の禁止等」が72.3%(前回77.9%)と最も高く、続いて「条例の名称」が60.0%(前回56.6%)であった。

(暴力団排除条項)

- 取引相手との法律関係を規定する契約書等の中に暴力団排除条項を規定しているかについては、「規定している」事業者が72.2%(前回69.9%)、「今後規定する予定」13.5%(前回13.9%)を合わせると、85.7%(前回83.8%)と前年より増加している。

- 暴力団排除条項を規定している全ての事業者が、暴力団排除条項を活用して契約等を解約（解除）した経験について、「該当する事例がないため活用したことがない」と回答した。暴力団排除条項を規定しない理由は、「不当要求等の被害を実際に経験したことがない」54.1%（前回 70.0%）が最も多く、「具体的に何をすればよいのかわからない」27.0%（前回 24.0%）、「取引相手が限定されている」が 24.3%（前回 44.0%）と続いた。

（相談窓口の認知度）

- 北九州市民事介入暴力相談や福岡県警察の暴力追放ダイヤルの認知度は、35.3%（前回 33.0%）で微増という結果であった。

（企業から見た体感治安）

- 事業活動を行う上での暴力団による影響や暴力団情勢を踏まえた都市イメージをどのように感じているかについては、「自社の事業活動に具体的影響は出てないが、暴力団情勢を踏まえた都市イメージが及ぼす地元業界全体への影響は大きいと感じている」が 57.9%（前回 64.6%）と最も多く、次いで「何も影響はないと感じている」が 33.8%（前回 25.8%）であった。

（企業から見た繁華街）

- 繁華街（小倉・黒崎）について、企業から見てどのように感じているかは、「暴力団の影響力を特に感じないことから、接待等で利用している」が 57.9%（前回 47.4%）と最も多く、次いで「客引き等が多いことから、利用しづらい」が 19.5%（前回 14.4%）、「街頭が暗く、雰囲気が悪い」が 17.3%（前回 17.7%）となった。

（まとめ）

- 暴力団等から金品などの不当要求を受けたと回答した企業は、平成 15 年実施の第 2 回調査（33.9%）をピークに減少し、平成 27 年以降 2%前後とほぼ無くなっており、今年 は 0 社であった。
- 暴力団員の社会復帰については、企業が元暴力団員を雇用する条件として、「警察による本人への指導や財政的支援など、行政の支援」を求める回答が多く見られた。
- 体感治安や繁華街イメージについては、本市における暴力団対策が着実に前進していることもあり、暴力団に対する不安感が取り除かれている傾向にある。
- 不当要求等が起きたときの相談窓口の周知、暴排条項の必要性、暴力団離脱者の社会復帰対策の重要性などについて、今後も継続的な啓発に努めていく必要がある。